

規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第4号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「先物取引の事業・雑所得」を

「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・私学課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中 「下水内郡栄村立東部小学校 下水内郡栄村立北信小学校」を

「下水内郡栄村立栄小学校」に、

「下伊那郡阿智村立浪合中学校 下伊那郡平谷村立平谷中学校 下伊那郡売木村立売木中学校」を

「下伊那郡売木村立売木中学校」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

義務教育課

告示

長野県告示第171号

看護職員確保対策事業等補助金交付要綱を次のように定め、平成22年度の補助金から適用します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部 守一

看護職員確保対策事業等補助金交付要綱(趣旨)

第1 この要綱は、看護職員の確保等を図るため、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者が行う看護職員確保対策事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の種類、対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

種類	対象経費	補助率
新人看護職員研修事業	次の1及び2に掲げる額を比較していずれか少ない額 1 次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額 (1) 研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費及び手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費及び図書購入費)、役務費(通信運搬費及び雑役務費)、使用料及び賃借料並びに賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)の実支出額。ただし、次のア又はイに定める基準額を限度とする。 ア 新人看護職員が1名のとき440千円 イ 新人看護職員が2名以上のとき630千円 (2) 教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費及び手当)の実支出額。ただし、新人看護職員5名ごと(上限を70名とする。)に215千円を限度とする。 (3) 医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費及び手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費)、役務費(通信運搬費及び雑役務費)、使用料及び賃借料並びに備品購入費の実支出額。ただし、次のアからカまでに定める基準額(1人当たり年間40時間で1名とする。)を限度とする。 ア 1名から4名までを受け入れる場合1施設当たり113千円 イ 5名から9名までを受け入れる場合1施設当たり226千円	2分の1

	ウ 10名から14名までを受け入れる場合1施設当たり566千円 エ 15名から19名までを受け入れる場合1施設当たり849千円 オ 20名以上受け入れる場合1施設当たり1,132千円 カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合1名増すごと(上限を30人とする。)に45千円 2 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	
短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	次の1及び2に掲げる額を比較していずれか少ない額 1 就労環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費及び法定福利費)、報償費、旅費及び需用費(印刷製本費及び会議費)の実支出額。ただし、一箇所当たり2,331千円を限度とする。 2 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	2分の1
外国人看護師候補者就労研修支援事業	次の1及び2に掲げる額を比較していずれか少ない額 1 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 日本語習得支援事業 日本語習得支援事業の実施に必要な報償費、需用費(図書購入費、消耗品費及び印刷製本費)及び役務費(雑役務費及び通信運搬費)の実支出額。ただし、候補者1人当たり117千円を限度とする。 (2) 就労研修支援事業 就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(謝金、人件費及び手当)及び需用費(図書購入費、消耗品費及び印刷製本費)の実支出額。ただし、一箇所当たり295千円を限度とする。 2 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	定額

(補助金交付の条件)

- 第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は事業内容を変更(それぞれの事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)は、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
  - (4) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
  - (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに知事に報告すること。この場合にあっては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
  - (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない

らない。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、看護職員確保対策事業等補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、補助事業計画書及び歳入歳出予算書の抄本とする。

3 前2項の書類の提出期限は別に定める。

(実績報告書等)

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、看護職員確保対策事業等実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、歳入歳出決算(見込)書の抄本とする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第6 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、看護職員確保対策事業等補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第7 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

医療推進課

長野県告示第172号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成23年 3月24日

長野県知事 阿部 守一

第1中「含む。」の次に「、地方独立行政法人」を加える。  
第3の表中「2人以上で」を「1人以上で」に、「153,700円」を「162,700円」に、

ウ	緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	を
ウ	緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	に改め、「含む。）」
エ	児童保育を行っている施設 10,930円×運営日数	

の次に「、地方独立行政法人」を加える。

様式第5号及び様式第8号中

様式第5号及び様式第8号中

緊急一時保育		
単価	運営日数	小計
円		円

を

緊急一時保育			児童保育		
単価	運営日数	小計	単価	運営日数	小計
円		円	円		円

に改める。

医療推進課

**長野県告示第173号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道（飯田処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和24年11月2日から  
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

**長野県告示第174号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
高森町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
高森都市計画下水道事業 高森町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年3月9日から  
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

**長野県告示第175号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所  
飯山市大字一山字石橋1188のハ、字日焼1393のロ、1393のハ、1393のニ、1393のホ、1395の2、1408の1、1408の5、1408のロ、1414の2、1414のハの3
  - 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第176号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松本市安曇1735の3、1735の4
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第177号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大町市八坂字山麻苧欠ノ上992のイの1の乙
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第178号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿智村智里4090の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第179号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東筑摩郡生坂村3605の1、3610
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のように指定します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 路線名 141号
- 2 指定する区間  
小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から  
小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで  
佐久市長土呂字上宮原894番の3地先から  
佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで  
佐久市長土呂字上宮原894番の19地先から  
佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで  
小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から  
小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで
- 3 指定する期日 平成23年3月24日

## 道路管理課

## 長野県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

細窪日向沢

## 2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 施行者の名称

下諏訪町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

下諏訪都市計画公園事業 5・4・3号 赤砂崎公園

## 3 事業施行期間

平成23年3月24日から

平成33年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

諏訪郡下諏訪町字赤砂崎地内

## (2) 使用の部分

諏訪郡下諏訪町字赤砂崎地先

都市計画課

## 長野県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 施行者の名称

軽井沢町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画公園事業

5・5・2号 風越公園

## 3 事業施行期間

平成23年3月24日から

平成25年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

北佐久郡軽井沢町大字発地字鷲穴地内

## (2) 使用の部分

なし

都市計画課

## 長野県告示第184号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年3月17日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 桜井支所	佐久市桜井671番地1	佐久市桜井671番地1 佐久浅間農業協同組合 桜井支所
佐久浅間農業協同組合 大沢支所	佐久市大沢979番地	佐久市大沢979番地 佐久浅間農業協同組合 大沢支所
佐久浅間農業協同組合 前山支所	佐久市前山23番地	佐久市前山23番地 佐久浅間農業協同組合 前山支所
信州諏訪農業協同組合 豊平支所	茅野市豊平3068番地1	茅野市豊平3068番地1 信州諏訪農業協同組合 豊平支所
信州諏訪農業協同組合 泉野支所	茅野市泉野6926番地1	茅野市泉野6926番地1 信州諏訪農業協同組合 泉野支所
信州諏訪農業協同組合 金沢支所	茅野市金沢2332番地	茅野市金沢2332番地 信州諏訪農業協同組合 金沢支所

会計課

## 長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 141号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市長土呂字上高山855番の1地先から 小諸市大字御影新田字和田原2744番の1地先まで	旧	26.0~35.0 m	0.5807 km
同 上		26.0~35.0	0.5807
小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から 小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで		7.8~32.2	0.2142
佐久市長土呂字上宮原894番の3地先から 佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで	新	8.4~24.7	0.1931
佐久市長土呂字上宮原894番の19地先から 佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで		7.8~34.1	0.1631
小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から 小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで		8.4~19.8	0.2315

道路管理課

**長野県千曲建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県千曲建設事務所長 鎌田朝秀

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野上田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字上中島1454番の2地先から 千曲市大字若宮字中河原1420番の1地先まで	旧	6.8~9.5 m	0.2136 km
同 上	新	9.3~9.5	0.2136

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野上田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の46地先から 埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先まで	旧	11.0~13.0 m	0.1328 km
同 上	新	11.0~19.5	0.1328

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県長野建設事務所長 柳沢廣文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 関崎川中島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市稲里町中氷鉋888番の14地先から 長野市稲里町中氷鉋888番の56地先まで	旧	8.1~8.1 m	0.0714 km
同 上	新	8.1~16.3	0.0714

道路管理課

**長野県佐久建設事務所告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部分事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 路線名 141号
- 2 供用を開始する区間

小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から  
小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで  
佐久市長土呂字上宮原894番の3地先から  
佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで  
佐久市長土呂字上宮原894番の19地先から  
佐久市長土呂字下宮原1057番の2地先まで

小諸市大字御影新田字釜田原228番の2地先から  
小諸市大字御影新田字釜田原224番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年3月26日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県千曲建設事務所長 鎌田朝秀

- 1 (1) 路線名 長野上田線
- (2) 供用を開始する区間  
千曲市大字若宮字上中島1454番の2地先から  
千曲市大字若宮字中河原1420番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年3月24日

- 2 (1) 路線名 長野上田線
- (2) 供用を開始する区間  
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の46地先から  
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月24日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月24日

長野県長野建設事務所長 柳沢廣文

- 1 路線名 関崎川中島停車場線
- 2 供用を開始する区間  
長野市稲里町中水鉋888番の14地先から  
長野市稲里町中水鉋888番の56地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年3月24日

道路管理課

長野県議会告示第1号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成23年3月24日

長野県議会議長 寺島義幸

様式第2号中 「先物取引の事業・雑所得」を

「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

総務課

長野県議会告示第2号

長野県議会事務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月24日

長野県議会議長 寺島義幸

第3条に次の1項を加える。

4 第1項に規定するもののほか、局に、局の特定事務を行うため、局付を置くことがある。

別表第2の総務課の項中

「安全運転管理者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項に規定する職務」を

「安全運転管理者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務  
整備管理者 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する職務」に

改め、同表の議事課の項を削る。

総務課

長野県公安委員会告示第21号

長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成23年3月24日

長野県公安委員会委員長 花岡勝明

長野県公安委員会が委託する運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格(運転免許証の更新時講習業務)

第1 運転免許証の更新時講習業務とは、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第11号に規定する講習(以下「更新時講習」という。)を行う業務をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 運転免許証の更新時講習業務の一般競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。
- (2) 運転免許証の更新時講習業務と同種の業務を過去において誠実に行った実績を有する法人であること。
- (3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者で

あるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者がいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ 法第117条、第117条の2、第117条の2の2(第5号を除く。)、第117条の3の2、第117条の4第2号若しくは第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過しない者

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により運転免許証の更新時講習業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 県内に事務所又は事業所を有している法人であること。

(5) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項に定められた更新時講習の区分に応じた講習を行う専門的知識を有する者として、長野県公安委員会の行う資格審査に合格した指導者を県下の運転免許証の更新受付場所に配置できる法人であること。

(6) 運転免許証の更新時講習の実施に必要な視聴覚機材を有する法人であること。

(7) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置(以下「個人情報安全管理措置」という。)が講じられている法人であること。

(8) 長野県公安委員会が運転免許証の更新時講習業務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査(以下「定期審査」という。)は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加資格の認定)

第4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

(1) 経営状況及び経営内容

(2) 業務経歴

(3) 不誠実な行為の有無その他信用状態

(4) 個人情報安全管理措置の状況

(5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、運転免許証の更新時講習

業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書

(3) 法人登記事項証明書

(4) 社内規則

(5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等

(6) 第2第2号に該当することを証する書面

(7) 事務所又は事業所一覧表

(8) 第2第3号に規定する役員の名簿

(9) 役員が第2第3号アからキまでに該当しない者であることを誓約する書面

(10) 個人情報安全管理措置に係る関係書類

(11) 視聴覚機材を有していることを証する書面

2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。

(入札参加資格審査結果の通知)

第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括継承が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく運転免許証の更新時講習業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

(1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

(3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、運転免許証の更新時講習業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

(1) 事務所又は事業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

(申請書類の様式)

第10 この告示に規定する運転免許証の更新時講習業務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。



## 長野県内水面漁場管理委員会指示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成23年3月24日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

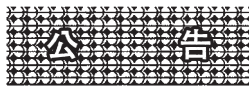
## 1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

## 2 指示の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年3月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人想

## 3 代表者の氏名

塩入 美穂

## 4 主たる事務所の所在地

上田市本郷589番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく各種事業、障害者及びその家族の日常生活・就労等についての支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年3月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Greenすくーる

## 3 代表者の氏名

羽生 隆

## 4 主たる事務所の所在地

北安曇郡松川村3363番地1088

## 5 定款に記載された目的

この法人は、不登校・ひきこもり等を含む情緒・精神・行動障害のある青少年に対して、教育、自立促進に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

大気常時監視測定機器保守点検業務

## (2) 役務の特質

大気常時監視測定機器保守点検業務実施要領のとおりです。

## (3) 履行期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

## (4) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県内に本店若しくは営業所等を有する者又は保守点検後不具合が生じた場合48時間以内に対応の出来る体制にある者であること。

## (5) 大気測定機器に精通した実務経験5年以上の職員を置く者であること。

## (6) 過去に同種の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026(235)7177

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨